

## 大阪・関西万博静岡県催事運営等業務委託仕様書

### 1 業務の名称

大阪・関西万博静岡県催事運営等業務委託

### 2 委託期間

契約日から令和7年9月30日（火）まで

### 3 業務の目的

令和7年に開催される大阪・関西万博は、静岡の魅力国内外に発信する絶好の機会であることから、静岡県は、「ギャラリー West」を活用した催事を計画しており、各種業務の検討に向けた基本計画として別添「大阪・関西万博 静岡県出展基本コンセプト」を策定した。

本業務は、「基本コンセプト」に基づき、その企画・運営等に係る業務を委託するものである。

### 4 本県の催事概要（予定）

#### (1) 開催期間

令和7年6月5日（木）～9日（月）の5日間

※初日と最終日は終日準備・撤収となることを想定。

#### (2) 会場

万博会場内「ギャラリー West」

※屋内展示室①②及び屋外展示スペース

#### (3) 趣旨

富士山や南アルプス等の美しい自然が豊かな水資源をもたらし、高品質な農林水産物と多彩な食文化を育んでいる。この自然・水・食とそれらを守る人々の営みの『多様性』は、「いのち」に光を当てた大阪・関西万博の理念に繋がる価値であり、人類共通の課題解決に向けた英知が結集する万博で多くの人々に伝え、広げていく。

### 5 業務の内容

業務の内容は次の（1）～（10）とおりとする。

なお、業務の実施にあたっては、別添「基本コンセプト」を踏まえるとともに、静岡県と十分に協議・調整すること。

#### (1) 実施計画書の作成業務

ア 展示内容、演出方法、設備計画の検討・確定

イ 展示シナリオ、展示構成リスト作成

ウ 平面計画（全体的な構成と配置、動線計画）作成

エ イメージパース、コーナースケッチの作成

オ 展示制作費予算内訳書作成

カ ブース運営・管理予算設計内訳書作成

キ 展示制作及び運営における工程計画作成

ク 催事計画の策定

#### (2) 映像コンテンツの準備・制作業務

「基本コンセプト」及び（1）を踏まえ、映像コンテンツの制作を行うこと。

(3) 運営基本計画の策定業務

「基本コンセプト」及び(1)を踏まえ、静岡県催事運営基本計画を策定する。  
(運営スタッフ等の雇用・研修、警備、清掃、機器の操作・保守等の運営実施業務の発注に係る具体的な与件の整理及び概算費用の算定を実施)

(4) 調整業務

関係機関・関係者等との連絡調整、謝金等の支払及びその他の業務について、県と協議の上実施すること。

(5) 運営業務

- ア 会場設営及び撤去
- イ 会場運営管理業務
- ウ 運営に必要な設備・備品の使用料、光熱水費、通信費、空調費、保険料及びごみ処理費用等の支払いを行うこと。

(6) 留意事項

- ・業務に必要な関係官公庁等との協議、各種打合せ、資料作成、その他業務上必要となった事務等に協力すること。
- ・展示品等の構造・デザインは、ユニバーサルデザインと操作性、安全性に配慮したものとする。
- ・効率的な運用を前提とした展示設計を行うこと。
- ・展示品等に使用する素材や機器は、SDGsの理念や2025年日本国際博覧会協会が定める「持続可能性に配慮した調達コード」を考慮し、環境に配慮したものとする。
- ・万博会期終了後の展示物の利活用を考慮した上で展示設計を行うこと。

(7) 成果品の提出

本委託業務における成果品は、上記の報告書の他、調査に使用したデータ等も提出すること。

- ア 展示設計図面
- イ 設計仕様書(内訳書)
- ウ 運営基本計画
- エ 映像コンテンツ

なお、受託者は、成果品を電子ファイルで提出することとし、電子ファイルのデータ形式及び提出方法については、事前に県の承認を受けること。また電子ファイルは、業務終了後に県が再利用しやすいように配慮すること。

成果品については、電子ファイルの他、1部印刷(エ 映像コンテンツは除く)の上、提出すること。

(8) 業務完了報告

受託業務が完了したときは、履行期限までに業務完了報告書を1部(任意様式、A4・両面)を提出し、県の完了検査を受けること。

(9) その他

本業務の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せ(対面又はオンライン)の機会を月2回程度設けること。なお、電話やメールによる打合せは随時行うものとする。本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に県と協議の上、決定すること。

6 納期及びスケジュール

成果品の納期について、令和7年9月30日(火)とする。

この他、本業務を進めるためのスケジュールについては県と協議の上、決定するものとする。

## 7 業務の適正な実施に関する事項

契約においては「静岡県業務委託契約約款」（令和6年2月最終改正）及び日本の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

### (1) 一括再委託等の禁止

- ・受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ・受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- ・発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

### (2) 個人情報保護

- ・業務受託者が本委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び棄損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- ・受託業務に従事する者又は従事していた者が、個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので、個人情報の取扱いについて十分留意すること。

### (3) 守秘義務

- ・業務受託者が本委託業務を行うにあたり、業務上知り得た個人情報等の守秘事項保護法（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び棄損の防止その他個人情報の保護に努めること。また、県は、業務受託者による本委託業務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合には、損害の発生状況等を勘案し、受託者の名称等の必要な事項を公表することができる。

### (4) 暴力団関係業者による再委託等の禁止等

- ・受注者は、暴力団関係業者を下請負人としてはならない。
- ・受注者は、その受託した業務に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該業務に係る再委託契約等を締結させてはならない。
- ・受注者が、暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該業務に係る下請負契約を締結させた場合は、発注者は、受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- ・解除を求めたことによって生じる下請負契約の当事者の損害については、受注者が切の責任を負うものとする。

### (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- ・受注者は、暴力団員等又は暴力団関係企業による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うものとする。
- ・警察に通報し、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者にその旨を文書で報告しなければならない。
- ・受注者は、暴力団員等又は暴力団関係企業による不当介入を受けたことによ

り、履行期間に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うものとする。

(6) 著作権等

- ・受注者は、本業務の成果品（以下、「成果品」という。）の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）を全て発注者に譲渡する。
- ・受注者は、成果物について、県及び県が指定する第三者に対して、著作権者人格権を行使しない。
- ・受注者は、本業務により知り得た情報を業務中及び業務完了後も業務に関係のない第三者に漏らしてはいけない。
- ・受注者は、成果物のうち本業務により撮影した映像素材については、二次利用を含め、次の事項が可能となるよう適切な権利処理を行うこと。
  - 県の判断により、映像素材について自由に編集・加工すること。
  - 県の判断により、自由にWEB・SNS等に掲載可能とすること。
  - 県の判断により、メディア等に映像素材を提供すること。
- ・成果品について、著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応し、県は責任を負わない。

(7) その他

- ・委託契約金額には、旅費、通信費、燃料費、消耗品費、郵送費、印刷製本費等、業務に係る必要経費の一切を含む。
- ・委託業務の実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合には、県と協議の上実施するものとする。
- ・業務受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により、県又は第三者に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。